

參考資料

【参考資料】 男女共同参画データの全国比較

静岡県の男女共同参画に関するデータを全国のデータと比較すると、全国の中での静岡県の男女共同参画の実態が見えてきます。

1 意識

項目	静岡県	全国	順位	出典
性別役割分担意識にとらわれない人の割合	63.3% (61.7%)	59.8% (54.3%)	—	静岡県 ・県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019) 【前回調査】「男女共同参画に関する県民意識調査」(2017)
女性の職業について、「子どもができてもずっと職業を続けるほうがよい」と答えた人の割合	43.3% (40.4%)	61.0% (54.2%)	—	内閣府 ・男女共同参画社会に関する世論調査(2019) 【前回調査】女性の活躍推進に関する世論調査(2016)
女性の職業について、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と答えた人の割合	33.9% (35.5%)	20.3% (26.3%)	—	※()は前回調査の数値

2 県・市(区)町村の状況

項目	静岡県	全国	順位	出典	
男女共同参画に関する条例の制定状況	市(区)	56.5% (56.5%)	60.4% (59.7%)	—	静岡県 ・県男女共同参画課調べ(2019) 2019.4.1 現在 内閣府 ・「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2019) ()は静岡県、全国ともに前年度調査の数値
	町村	0.0% (0.0%)	17.8% (17.2%)	—	
	全体	37.1% (37.1%)	37.7% (37.1%)	—	
男女共同参画に係る計画の策定状況	市(区)	95.7% (95.7%)	98.0% (97.2%)	—	
	町村	91.7% (75.0%)	60.7% (58.7%)	—	
	全体	91.4% (88.6%)	78.2% (76.7%)	(25位)	
審議会等委員への女性の登用状況(法律・法令による審議会)	県	32.7% (32.0%)	33.0% (32.6%)	(25位)	
	市(区)町村	28.1% (27.0%)	26.8% (26.6%)	(22位)	
女性管理職(課長相当職以上)の登用状況	県	10.0% (9.4%)	10.3% (9.7%)	(18位)	
	市(区)町村	14.2% (12.7%)	15.3% (14.7%)	—	
職員採用に占める女性の割合	県	32.6% (28.9%)	35.3% (35.1%)	—	
議会における女性議員の状況 (総務省資料より 上段:H30.12.31 現在、 下段:H29.12.31 現在)	県	4.5% (4.3%)	10.0% (10.1%)	42位 (43位)	
	市(区)	13.7% (15.8%)	15.3% (14.9%)	18位 (17位)	
	町村	9.0% (10.9%)	10.1% (9.9%)	29位 (16位)	

3 民間・労働

項目		静岡県	全国	順位	出典
女性管理職の割合	部長相当職	8.3%	6.7%	—	静岡県 ・子育て支援及び雇用管理状況調査(2018) 全国 ・厚生労働省「雇用均等基本調査」(2018)
	課長相当職	11.5%	9.3%	—	
専門職の女性割合	医師	17.1%	21.9%	—	・厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(2018)
女性の労働力率 *1		51.9%	50.0%	—	・総務省「国勢調査」(2015)
女性の有業率 *2		52.1%	50.7%	9位	・総務省「就業構造基本調査」(2017)

*1 労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者の合計)の割合。(15歳以上で働く意欲を持つ人の割合。労働力状態「不詳」を除く。)

*2 有業率 …15歳以上人口で、ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている人の割合。

4 教育

項目		静岡県	全国	順位	出典
学校(小・中・義務・高) 校長・教頭の女性比率	校長	17.6%	15.6%	34位	・文部科学省「学校基本調査」(2018)
	教頭	23.3%	21.0%	28位	
女性の大学等進学率		52.5%	57.9%	22位	

5 育児・家事等

項目		静岡県	全国	順位	出典
育児期の女性の労働力率	30～34歳	71.8%	73.5%	—	・総務省「国勢調査」(2015)
	35～39歳	73.4%	72.7%	—	
育児休業取得者の割合	女性	96.0%	82.2%	—	静岡県 ・子育て支援及び雇用管理状況調査(2018) 全国 ・厚生労働省「雇用均等基本調査」(2018)
	男性	8.7%	6.2%	—	
家事総平均時間 (1週間平均の1日あたり)	女性	156分	151分	—	・総務省「社会生活基本調査」(2016)
	男性	16分	19分	—	

【参考資料】 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
昭和 50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ・1976年から1985年を「国連婦人の十年」と決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室設置 	
昭和 51 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人の十年」始まる ・ILO事務局に婦人労働問題担当室設置 		
昭和 53 (1978)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働部労働福祉課に「婦人問題担当窓口」設置 ・「婦人問題懇話会」設置 ・プロジェクトチーム「婦人の地位向上部会」設置
昭和 54 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「女子差別撤廃条約」採択 		
昭和 55 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・「『国連婦人の十年』中間年世界会議」開催(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部に「婦人対策室」設置 ・「婦人行政推進庁内連絡会議」設置 ・「婦人行政推進市町村連絡会議」設置
昭和 55 (1981)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」発表 	
昭和 57 (1982)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択 		
昭和 58 (1983)			<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部に「婦人青少年課」設置
昭和 60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・「『国連婦人の十年』世界会議」開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用均等法」公布 ・「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 	
昭和 60 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」拡充 ・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人のための静岡県計画」策定 ・「婦人問題推進会議」設置
昭和 62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部に「婦人課」設置 ・労働部に「就業婦人室」設置
平成元 (1989)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人総合センター(仮称)基本計画」策定
平成2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO第 171 号条約(夜業に関する)採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人総合センター(仮称)建設工事着工
平成3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人のための静岡県計画」(修正計画)策定
平成4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就任 	
平成5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権会議」開催(ウィーン) ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県女性総合センターあざれあ開館 ・「女性行政推進会議」設置
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議開催(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む。)採択 ・ILO第 175 条約(パートタイム労働に関する)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・「労働基準法の一部を改正する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人課を「女性政策課」、就業婦人室を「就業女性室」に改称 ・婦人問題推進会議を「女性問題推進会議」に改組 ・婦人行政推進庁内連絡会議を「女性行政推進庁内連絡会議」に名称変更
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO156 号条約(家族的責任条約)批准 ・「育児・介護休業法」成立 	

参考資料／男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成8 (1996)	・ILO総会「家内労働に関する条約」採択	・男女共同参画審議会が「男女共同画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・「労働者派遣法」改正	・「男女が共に創るしずおかプラン」策定 ・女性問題推進会議を「男女が共に創るしずおか推進懇話会」に改組 ・女性行政推進会議と女性行政推進庁内連絡会議を統合し「男女が共に創るしずおか行政推進会議」に改組
平成9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正・公布 ・「特定非営利活動促進法(NPO法)」成立 ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずおかプラン推進計画(アクションプログラム)」策定 ・「男女が共に創るしずおか議員連盟」発足
平成10 (1998)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」を答申 ・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」一部施行	
平成11 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択	・改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)	・女性政策課を「生活・文化部女性政策室」、就業女性室を「就業支援総室就業支援室」に改編 ・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定(7月30日) ・大須賀町男女共同参画都市宣言(9月14日)
平成12 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム」策定 ・女性政策室を「男女共同参画室」に改称
平成13 (2001)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	・「静岡県男女共同参画推進条例」公布・施行(7月24日) ・男女共同参画に関する苦情相談窓口を設置(7月31日) ・「静岡県男女共同参画会議」設置
平成14 (2002)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 ・改正育児・介護休業法施行	・配偶者暴力相談支援センターを静岡県女性相談センターに設置
平成15 (2003)	・女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議(第29回女子差別撤廃委員会)	・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行	・「静岡県男女共同参画基本計画」“ハーモニックしずおか 2010”策定 ・静岡県女性総合センターを「静岡県男女共同参画センター」に改称 ・「しずおか男女共同参画推進会議」設立(8月26日)
平成16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書」の発行(以後、毎年発行)
平成17 (2005)	・「北京+10」を開催(ニューヨーク)第4回世界女性会議の北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・しずおか女性チャレンジサイト開設 ・「しずおか次世代育成プラン」策定
平成18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合を東京で開催 ・「東京閣僚協働コミュニケ」採択	・「改正男女雇用機会均等法」成立(平成19年4月から施行) ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」	
平成19 (2007)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”後期実践プラン」の策定 ・県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入 ・「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業開始

参考資料／男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成 20 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」策定(平成 20 年4月8日 男女共同参画推進本部) 「地域における男女共同参画推進の今後のあり方」報告(平成 20 年 10 月 7 日男女共同参画会議基本問題調査会) 	<ul style="list-style-type: none"> 島田市が「男女共同参画宣言都市」となる(記念式典8月2日)
平成 21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> 日本の女子差別撤廃条約の実施状況に関する女子差別撤廃委員会の最終見解 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 20 年 11 月 26 日可決成立、12月3日公布) 同法により次世代育成支援対策推進法の一部改正(平成 21 年4月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 富士市が「男女共同参画宣言都市」となる(記念式典 11 月 14 日)
平成 22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> 第 54 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)をニューヨークで開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」の一部改正(平成 22 年6月 30 日から施行) 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(平成 22 年 12 月 17 日) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次静岡県男女共同参画基本計画」の策定 「さくや姫プロジェクト」によるロールモデルの情報発信開始
平成 23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ユニフェム(国連女性開発基金)など4つの女性に関する国際機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関(略称「UN Women」)」が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」中間報告の取りまとめ(平成 23 年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「さくや姫プロジェクト」Web サイトのリニューアル(さくやな人々を追加) 「施策の展開方針」を策定(10月)
平成 24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> 第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定(平成 24 年6月 22 日) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画ポータルサイト「あざれあナビ」運用開始(4月) 「ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議」設置
平成 25 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成(平成 25 年5月) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成 26 年1月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画の視点からの防災手引書(本冊)・ダイジェスト版」発行(6月) 「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画」の策定
平成 26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が閣議決定(平成26年6月24日) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ふじのくに さくや姫サミット」の開催(3月8日)
平成 27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布(平成27年9月4日) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(平成27年12月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ふじのくに輝く女性人財データベース」の構築(12月16日) 「しずおか女性活躍先進企業サミット」の開催(2月12日) 「ふじのくに女性活躍応援会議」の発足(3月7日)
平成 28 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律完全施行(平成28年4月) 「育児・介護休業法」一部改正(平成29年1月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ふじのくに女性活躍応援会議ホームページ」の構築(12月16日) 「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の策定
平成 29 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」一部改正(平成29年10月1日施行) 	
平成 30 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行(平成 30 年 5 月 23 日) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」の策定
令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> W20 日本開催(第 5 回WAW! と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律一部改正(令和元年6月5日公布) 「DV法」一部改正(令和 2 年 4 月 1 日施行) 「男女雇用機会均等法」一部改正(令和 2 年 6 月 1 日施行) 「育児・介護休業法」一部改正(令和 3 年 1 月 1 日施行) 	

【参考資料】 日本の男女共同参画の状況

日本の女性の現状を諸外国と比較すると、教育水準や平均寿命などは高いものの、国会議員や企業の管理職に占める女性比率などは極めて低く、参画が遅れています。

1 ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

● GGI (Gender Gap Index)

ジェンダー・ギャップ指数。世界経済フォーラム／グローバル・ジェンダー・ギャップレポートより。経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野のデータから作成され、性別格差に関する数値。

2019年の日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、人間開発指数（HDI）やジェンダー不平等指数（GII）に比べ、女性の社会的地位は国際社会の中では低位に位置づけられています。この調査では、北欧諸国が上位を占めています。日本は153か国中121位でした。

ジェンダー・ギャップ指数は、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。2019年の日本の数値は0.652、1位のアイスランドは0.877、最下位のイエメンは0.494となっています。

日本は、教育や健康の分野においては、高位に位置しているが、経済や政治分野においては低位に位置しており、女性の社会参画が十分でないことが示されています。（図 参-1）

分野別評価：日本の数値と順位

図：参-1

項目	2006年		2017年		2018年		2019年	
	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数
GGI (ジェンダー・ギャップ指数)	80	0.645	114	0.657	110	0.662	121	0.652
総合								
経済	83	0.545	114	0.58	117	0.595	115	0.598
労働力率	76	0.66	79	0.781	79	0.799	79	0.814
同じ仕事の賃金の同等性	63	0.62	52	0.672	45	0.696	67	0.672
所得の推計値 (PPP US\$)	72	0.46	100	0.524	103	0.527	108	0.541
管理職に占める比率	87	0.11	116	0.142	129	0.152	131	0.174
専門職に占める比率	55	0.85	101	0.654	108	0.671	110	0.680
教育	60	0.986	74	0.991	65	0.994	91	0.983
識字率	1	1	1	1	1	1	1	1
初等教育在学率	1	1	1	1	1	1	1	1
中等教育在学率	1	1	1	1	1	1	128	0.953
高等教育在学率	76	0.89	101	0.926	103	0.952	108	0.952
健康	1	0.98	1	0.98	41	0.979	40	0.979
新生児の男女比率	1	0.94	1	0.944	1	0.944	1	0.944
健康寿命	1	1.06	1	1.06	57	1.059	59	1.059
政治	83	0.067	123	0.078	125	0.081	144	0.049
国会議員に占める比率	86	0.1	129	0.102	130	0.112	135	0.112
閣僚の比率	59	0.14	88	0.188	89	0.188	139	0.056
最近50年の国家元首の在任年数	41	0	69	0	71	0	73	0

資料：世界経済フォーラム (WEF) 「Global Gender Report2020」

総合評価：日本の順位（経年変化）

世界経済フォーラムが2006年からランキングを発表して以来、日本の順位は低いままです。2019年は153か国中121位で、主要先進国の中では最下位です。（図 参-1-2）

図：参-1-2

年	2006	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
位／ か国中	80／ 115	101／ 134	94／ 134	98／ 135	101／ 135	105／ 136	104／ 142	101／ 145	111／ 144	114／ 144	110／ 149	121／ 153

2 人間開発指数（HDI）とジェンダー不平等指数（GII）

●HDI（Human Development Index）

長寿で健康な生活、知識へのアクセス、人間らしい生活の水準という3つの基本的な側面に着目して、人間開発の達成度をまとめて表す指標。

3分野の達成度の平均を0～1の値で表わしている（数字が大きいほど達成度が高い）。平均余命、就学予測年数、平均就学年数、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出。

●GII（Gender Inequality Index）

ジェンダー不平等指数。リプロダクティブヘルス（妊産婦死亡率と若年妊娠出産率）、エンパワーメント（議員の男女比と所等・中等教育の男女比）、労働市場（女性の労働市場参加率）から算出。国の中で男女の格差を把握し、同時に国家間の比較を行うことを目的とする指標。従来のGEMに変わるものとして2010年に初めて導入。

人間開発指数（HDI）とジェンダー不平等指数（GII） 日本の順位

2018 調査

図：参-2

HDI			GII	
順位	国名	指数	順位	指数
1	ノルウェー	0.954	5	0.044
2	スイス	0.946	1	0.037
3	アイルランド	0.942	22	0.093
4	ドイツ	0.939	19	0.084
4	香港	0.939	-	-
6	オーストラリア	0.938	25	0.103
6	アイスランド	0.938	9	0.057
8	スウェーデン	0.937	2	0.040
9	シンガポール	0.935	11	0.065
10	オランダ	0.933	4	0.041
19	日本	0.915	23	0.099

資料：人間開発計画（UNDP）「人間開発報告書2019」

（注）HDIは189か国中、GIIは162か国中の順位。

3 女性国会議員の割合

日本の政治分野における男女共同参画は、国際的に見てかなり遅れているのが現状です。それを裏付けるように、国会議員に占める女性比率はきわめて低い状態であり、193か国中165位に位置しており、先進7カ国では、最下位です。(図 参-3)

国会における女性議員の割合 日本の順位 2019年11月現在

順位	国名	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
1	ルワンダ	80	49	61.25
2	キューバ	605	322	53.22
3	ボリビア	130	69	53.08
4	アンドラ	28	14	50.00
5	メキシコ	500	241	48.20
21	フランス	577	229	39.69
33	イタリア	630	225	35.71
39	イギリス	650	208	32.00
47	ドイツ	709	219	30.89
54	カナダ	338	98	28.99
76	米国	432	102	23.61
125	韓国	300	50	16.67
165	日本	465	47	10.11

図：参-3

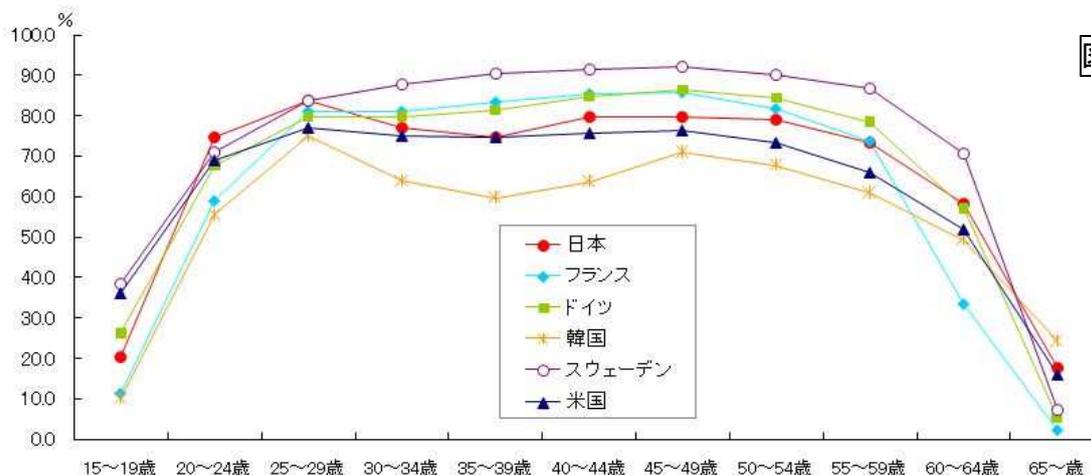
(備考) 1 列国議会同盟資料より作成。調査対象国は2019年2月現在193か国。
2 一院制又は下院における女性議員割合。

4 女性の年齢別労働力率

日本、韓国では、女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になっています。一方、欧米諸国では、逆U字カーブを示し、結婚、出産、子育てによる労働力率の低下はあまり見られません。

主要国における女性の年齢階級別労働力率

日本、韓国では、女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になっています。一方、欧米諸国では、逆U字カーブを示し、結婚、出産、子育てによる労働力率の低下はあまり見られません。



図：参-4

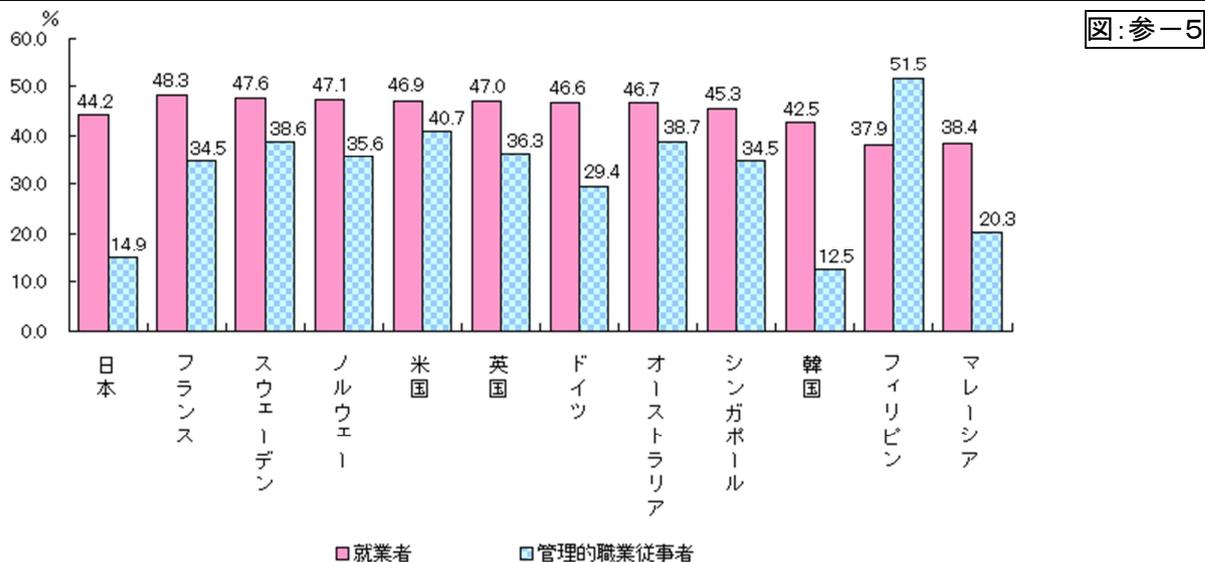
資料：内閣府「令和元年度版男女共同参画白書」

- (注) 1 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成30年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
フランス、ドイツ、スウェーデン及び米国は平成30(2018)年、韓国は平成29(2017)年の値。
2 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100
3 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

5 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的に見て低い水準にとどまっています。（図 参-5）

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



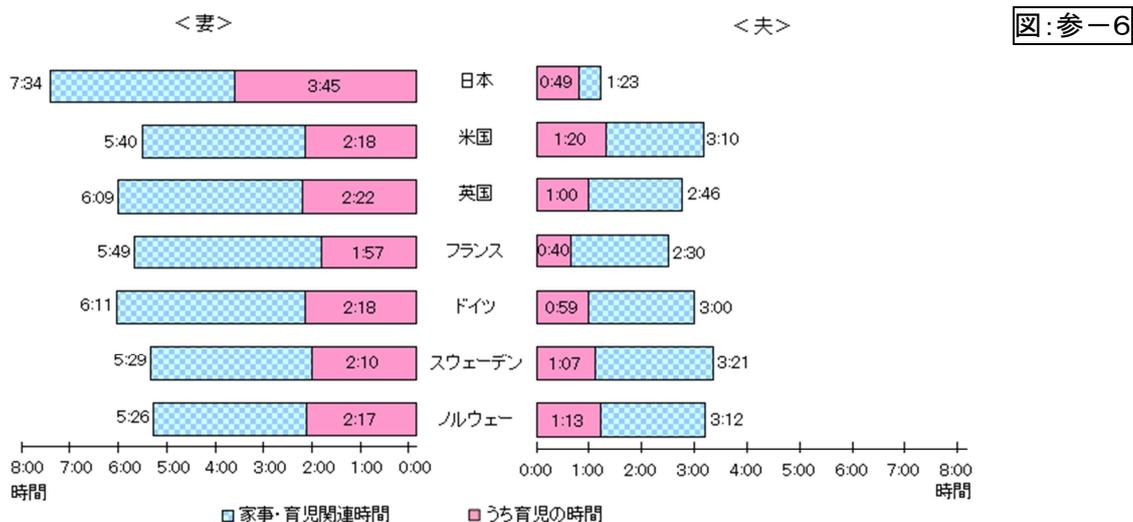
資料：内閣府「令和元年度版男女共同参画白書」

- (注) 1 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成30年）、その他の国はILO“ILOSTAT”より作成。
- 2 日本、フランス、スウェーデン、ノルウェー、米国、英国及びドイツは平成30（2018）年、オーストラリア、シンガポール、韓国及びフィリピンは平成29（2017）年の値、マレーシアは平成28（2016）年の値。
- 3 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

6 男性の家事・育児の実施状況（国際比較）

日本における6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間は1日当たり83分と他の先進国に比べ、低い水準にあります。（図 参-6）

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日当たり、国際比較）



資料：内閣府「令和元年度版男女共同参画白書」

- (注) 1 総務省「社会生活基本調査」（平成28年）、Bureau of Labor Statistics of the U.S.“American Time Use Survey”（2016）及びEuroStat“How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Man”（2004）より作成。
- 2 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間。（週全体平均）

静岡県の取組状況

【2019年4月1日現在】

○ 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	くらし・環境部県民生活局男女共同参画課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

○ 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	静岡県男女共同参画推進本部	
設 置 年 月 日・根 拠	平成8年8月1日	根拠: 静岡県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事	

○ 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等 の 名 称	静岡県男女共同参画会議
設 置 年 月 日	平成13年11月1日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

○ 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	第2次静岡県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	令和3年3月31日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

○ 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	静岡県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年7月24日
	施 行 日	平成13年7月24日
	最 終 改 正 日	平成19年3月20日
	改 正 内 容	条例規定中「市町村」を「市町」に改める。
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

○ 審議会等委員への女性の登用

		1:平成31年4月1日	2:令和元年5月1日	3:その他:
目 標 値	令和 2 年度まで	40 %		
根 拠	第2次静岡県男女共同参画基本計画 第3期実践計画(平成30年3月策定) ※令和2年度までに女性比率40%以上の審議会の割合を85%			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令等に基づく審議会、委員会及び協議会等。ただし、事業の推進を目的としたもの、特定課題の調査、研究を目的としたもの、選任がないものを除く。また、委員数から、「充て職」は除く。			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(76)うち女性委員を含む審議会等数(76)	
	延総委員等数(1,235)延女性委員等数(514) 女性比率(41.6)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(73)うち女性委員を含む審議会等数(73)	
	延総委員等数(1,199)延女性委員等数(497) 女性比率(41.5)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(35)	
	延総委員等数(904)延女性委員等数(296) 女性比率(32.7)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)	
	延総委員等数(68)延女性委員等数(20) 女性比率(29.4)			
目標値以外の目標設定				
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	489 人 (令和)	元 年 8 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	〔 〕	

参考資料／県取組状況

○ 女性公務員の採用・登用状況

(1) 管理職の在職状況

		1:平成31年4月1日			3:その他:								
	管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	女性管理職の内訳									
				部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
				(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率	
本庁	計	535	46	8.6	49	3	6.1	90	1	1.1	396	42	10.6
	うち一般行政職	412	43	10.4	48	3	6.3	63	1	1.6	301	39	13.0
支庁・地方事務所等	計	469	54	11.5	8	0	0.0	48	5	10.4	413	49	11.9
	うち一般行政職	188	17	9.0	6	0	0.0	27	3	11.1	155	14	9.0
全体	計	1,004	100	10.0	57	3	5.3	138	6	4.3	809	91	11.2
	うち一般行政職	600	60	10.0	54	3	5.6	90	4	4.4	456	53	11.6
再掲	警察関係	202	3	1.5	0	0	0.0	36	0	0.0	166	3	1.8
	教育委員会	60	16	26.7	4	1	25.0	4	0	0.0	52	15	28.8

(2) 職務上の地位別職員在職状況

		1:平成31年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率	係長相当 職(人)	うち女性 数(人)	女性 比率
		本庁	計	952	126	13.2	1,510
うち一般行政職	727		106	14.6	868	237	27.3
支庁・地方事務所等	計	1,171	181	15.5	2,418	591	24.4
	うち一般行政職	600	56	9.3	689	233	33.8
全体	計	2,123	307	14.5	3,928	877	22.3
	うち一般行政職	1,327	162	12.2	1,557	470	30.2
再掲	警察関係	473	25	5.3	1,859	201	10.8
	教育委員会	21	5	23.8	54	18	33.3

(3) 新規昇任者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

		課長 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当 職(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	70	10	14.3	100	18	18.0	77
うち一般行政職	58		10	17.2	93	17	18.3	68	19	27.9
支庁・地方事務所等	計	69	5	7.2	144	31	21.5	184	44	23.9
	うち一般行政職	35	2	5.7	55	14	25.5	39	17	43.6
全体	計	139	15	10.8	244	49	20.1	261	65	24.9
	うち一般行政職	93	12	12.9	148	31	20.9	107	36	33.6
再掲	警察関係	25	0	0.0	53	2	3.8	124	15	12.1
	教育委員会	6	2	33.3	4	2	50.0	6	2	33.3

(4) 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験	昇格試験	部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外						
課長級	○			○	◎			○	知事部局及び教育委員会は、昇任試験や本人の希望はなく、行政経験による。警察関係は、職員の受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づき、警察本部長が適正を有すると認める者の中から行う。
補佐級	○	○		○	◎			○	知事部局及び教育委員会は、昇任試験や本人の希望はなく、行政経験による。警察関係は、人事委員会の委任を受け、警察本部長を長とする警察昇任管理委員会が主宰する「※昇任試験」及び「選考」により行う。※「昇任試験」は、一般試験と専門試験に区分される。
係長級	○	○		○	◎			○	知事部局及び教育委員会は、昇任試験や本人の希望はなく、行政経験による。警察関係は、人事委員会の委任を受け、警察本部長を長とする警察昇任管理委員会が主宰する「※昇任試験」及び「選考」により行う。※「昇任試験」は、一般試験と専門試験に区分される。

(5) 昇任・昇格試験の受験者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	3,863	346	9.0
昇格試験	0	0	0.0

(6) 女性公務員の採用状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	540	176	32.6
うち 上級	360	140	38.9
うち 一般行政職	173	90	52.0
うち 上級	146	76	52.1
うち 警察関係	254	35	13.8
うち 上級	118	22	18.6

○ 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	静岡県男女共同参画センター		愛称・通称	あざれあ
設置年月日	平成5年5月1日		施設形態	1 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：422-8063 住所：静岡県静岡市駿河区馬淵1丁目17番1号 電話番号：054-255-8440 FAX番号：054-251-5085 ホームページ：https://www.azarea-navijp/			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：あざれあ交流会議グループ) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：静岡県男女共同参画課) ○ 指定管理者(名称：あざれあ交流会議グループ) その他()			
職員数	常勤 10 人、	非常勤 21 人	予算額	令和元年度 91,263 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発 (主な事項：人材育成講座、相談講座、DV防止等啓発講座) ○ 2. 講座 (主な事項：人材育成講座、相談講座、DV防止等啓発講座) ○ 3. 相談事業 (主な事項：電話相談、弁護士相談、精神科医相談) ○ 4. 情報収集・提供 (主な事項：図書室の運営、情報誌「ねっとわあく」の編集発行) ○ 5. 苦情処理 (主な事項：) ○ 6. 交流促進 (主な事項：「あざれあメッセ」の開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ (主な事項：会社説明会、宣言事業所等のセミナー・情報交換会) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業 (主な事項：) ○ 9. 調査研究 (主な事項：男女共同参画の視点による各種資料の収集) ○ 10. その他 (主な事項：)			
男女共同参画・女性に関するもの	※実施しているもの：○			

○ 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名称	基金・基本財産額	千円
設置年月日	出資者	

○ 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 名称等：一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会 2. 無	加盟団体数	23
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無	会員数	8319
活動内容	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 ()			
※ 実施しているもの：○				

参考資料／県の取組状況

○ 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催	
○ 2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付	名称 : 概要 :
○ 7. その他	内容 市町と県との共催による講演会等の講師派遣料(講演料、旅費)の(一部)県費負担。条例制定又は市町男女共同参画計画策定のためのアドバイザー派遣(アドバイス料、旅費)の(一部)県費負担。

○ 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施	
2. 研修受講職員の男女比を配慮	
3. その他	内容:

○ 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	平成30年度予算 (千円)	令和元年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	264,879	262,246	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	1%	1%	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

○ 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可))	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		○	
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他	○		○	

○ 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくり宣言
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞(女性の活躍推進事業所の部)

○ 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	ふじのくに女性活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

○ 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	名称 静岡県男女共同参画白書
公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合 1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

参考資料／県の実施状況

○ 令和元年度実施事業

名 称	事 業 内 容 等	参加者数	時 期
1. 広報啓発 ・「男女共同参画週間」啓発事業 ・女性に対する暴力をなくす運動 ・男女共同参画の日 県民大会	ポスターや横断幕の掲示を、市及び関係団体等と協働して実施 県及び市町の行事予定を県HPへ掲載 ポスターや横断幕の掲示を、市及び関係団体等と協働して実施 知事褒賞授与式、しずおか男女共同参画推進会議及び「男女共同参画」に関する講演会を開催	— — 97名(受賞者10個人・団体)	6月 11月12日～25日 8月1日
2. 表彰 ・男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞、褒状授与式	男女共同参画社会づくりに関する県民の一層の関心と意欲を高めるため、男女共同参画に関する取組を積極的に行っている、個人、団体又は企業を表彰 ※令和元年度は「男女共同参画の日 県民大会」の内容として実施	受賞者10個人・団体	8月1日
3. 講座 ・デートDV防止出前セミナー ・企業サロン ・性暴力等について考えるシンポジウム ・女性の参画拡大のためのセミナー 女性防災リーダー養成講座	現在と将来のデートDVを防止するため、学生を対象とした出前講座を、21校において委託により実施 専門家(民間コンサルタント)が、女性の活躍推進に取り組む企業で課題としているテーマについてアドバイスをを行う。 女性に対する暴力をなくす運動期間中に、性暴力被害の実態や、男女間における様々な暴力を周知するために、支援関係者及び一般県民を対象としたセミナーを開催 地域で活躍する女性防災リーダーを育成するための防災セミナーを開催	延べ5,000人程度 4社6名×2会場 104人 30人×2会場×2日	6～2月 8月21・22日 11月23日 11～1月
4. 相談事業 ・あざれあ相談事業(女性相談、男性相談)	相談者自身による解決策の見出しを促進するため、主に平日に委託及び直営により電話又は面接相談を実施	4,000件程度	4～3月
5. 情報収集・提供 ・市町男女共同参画施策等推進状況調査 ・静岡県男女共同参画白書 ・男女共同参画団体登録事業 ・静岡県男女共同参画人財データベース ・ふじのくに輝く女性人財データバンク ・女性活躍応援情報発信センター推進事業	内閣府の調査に独自の調査項目を加え、市町の男女共同参画施策及び女性の登用状況の調査をし、「みえる化」により公表 県内の男女共同参画の状況や施策の進捗状況等を県民に公表するため、平成16年度から毎年発行 男女共同参画を推進する団体活動を支援するため、男女共同参画団体の登録、公開及び男女共同参画センター会議室の使用優遇措置 各審議会等や諸活動への女性の参画を促進するため、男女共同参画社会の形成に貢献している男女を登録、公開 会社役員やプロジェクトチームのアドバイザー候補となり得る女性の人財情報を把握し、登録・公開 女性活躍情報のワンストップホームページの随時更新	県内35市町 — — — — —	7～9月 3月 4～3月 4～3月 4～3月 4～3月
6. 苦情処理 ・男女共同参画に対する苦情相談	男女共同参画課内に窓口を設置	—	4～3月
7. 交流促進 ・ふじのくに男女共同参画防災プロジェクト ・ふじのくに さくや姫サミット ・民間企業・県・市町女性管理職エンカレッジ研修 ・女性のための仕事見本市 ・ワーク&ライフ体験	関係機関の連携・協働体制の強化を図るため、市町・民間機関で構成する会議を年1回開催 県内における指導的地位にある女性による意見交換や討議を通して課題解決に取り組むことで、女性が一層活躍するための環境整備を進める。 管理職に必要な知識やスキルを習得し、異業種ネットワークの形成を図るため、民間事業所と行政職員を対象に研修を実施 県内企業で活躍する先輩女性を見える化し、多様な業種・業態の魅力ある仕事の認知度を上げ、ライフデザインを見据えた職業選択を促すとともに、継続就労の動機付け・意識付けを図る。 県内企業で活躍する女性の仕事と家庭(ホームインインターンシップ)の体験を通して、職業生活と家庭の両立をイメージさせ、今後のライフデザイン(仕事と家庭)の形成を支援する。	90人程度 97人 35人 来場者31人 企業36社 体験者10人 企業3社	2月2日 10月17日 8月26日 11月4日 12～2月
8. その他 ・県職員に対する研修 ・市町男女共同参画計画策定等支援アドバイザー派遣事業 ・市町男女共同参画担当職員基礎研修会及び担当課長会議 ・市町男女共同参画担当職員セミナー	男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育て及び介護が両立しやすい勤務環境を整備するためのセミナーを開催 市町における条例制定又は市町男女共同参画計画策定のためのアドバイザー派遣(アドバイス料、旅費)の一部を県費で負担 年度当初に、県内市町の男女共同参画担当課を対象に、男女共同参画行政の基礎研修会、事業計画に関する会議及び意見交換会を実施することで、基礎知識の習得、ネットワークの構築、各団体の施策の充実を図る。 市町担当職員の男女共同参画に関する知識と理解を促進し、市町における男女共同参画の視点による地域の課題解決を図るため、セミナーを開催	143人 1市町 基礎研修会46人、 担当課長会議45人 35市町の担当課職員	10月31日 7月～2月 4月26日 9月5日